

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

平成 2 1 年 第 9 回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第94号

平成21年第9回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月16日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成21年11月26日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第87号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）

議案第88号 平成21年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

発議案第24号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
足 立 喜 義君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	石 上 良 夫君

応招しなかった議員

な し

平成21年 第9回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成21年11月26日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成21年11月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第88号 平成21年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 発議案第24号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第88号 平成21年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 発議案第24号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 板井 隆君 | 2番 仲田 司朗君 |
| 3番 雑賀 敏之君 | 4番 植田 均君 |
| 5番 景山 浩君 | 6番 杉谷 早苗君 |
| 7番 赤井 廣昇君 | 8番 青砥 日出夫君 |

9番 細田元教君 10番 井田章雄君
11番 足立喜義君 12番 秦伊知郎君
13番 亀尾共三君 14番 石上良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷口秀人君 書記 ----- 本田秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂本昭文君 副町長 ----- 藤友裕美君
病院事業管理者 ----- 田中耕司君 総務課長 ----- 森岡重信君
財政室長 ----- 唯清視君 病院事務部長 ----- 陶山清孝君
健康福祉課長 ----- 前田和子君 保健対策専門員 ----- 櫃田明美君

午前10時00分開会

議長（石上 良夫君） おはようございます。

これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成21年第9回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

. .

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、細田元教君、10番、井田章雄君。

. .

日程第2 会期の決定

議長（石上 良夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第86号

議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第86号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。この議案でございますが、本議案は平成21年の国の人事院勧告に伴いまして、一般職の職員及び特別職の職員の期末勤勉手当を減額改訂をいたすものでございます。

改訂の内容ですが、一般職の職員につきましては、6月支給分の期末手当を1.4月から1.25月に、勤勉手当を0.75月から0.70月に、また、12月支給分の期末手当を1.6月から1.5月に、勤勉手当を0.75月から0.70月にそれぞれ減額をするものでございます。

また、特別職につきましては、6月支給分の期末手当を1.60月から1.45月に、また、12月の支給分の期末手当を1.70月から1.65月にそれぞれ減額をする内容でございます。

この条例は、公布の日から施行することとしておりまして、本年12月に支給する期末勤勉手当から適応をいたすものでございます。

新旧対照表のそれぞれの項目につきましては、先ほど申し上げました内容で訂正部分を比較す

るようになっておりますので、説明は省略をさせていただきたいというふうに思います。ちょっとよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。

提案に対し、質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

議員（3番 雑賀 敏之君） 基本的なことについてお伺いいたします。今、提案されました給与に関する条例等の一部改正でございますけども、中身を言いますと、1条、2条、3条、職員の給与、それから特別職の給与、それから教育長の給与というぐあいに中身が違うと思うんですが、これを一括提案するというのはちょっとおかしいではないというふうに思いますけども、一括提案される理由をお聞きしたいと思います。別々に討議するのが筋じゃないかと思います。

議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。条例の改正でございます。一遍にまとめてさせていただいたということでございますので、特に問題はないというふうに考えております。今までも同じようなやり方をさせていただいておりますので、特に問題はあるというふうには認識しておりません。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 今、雑賀議員からの質問についての私も関連なんですけども、総務課長は今までも同じやり方だったということなことから、今回もこの提案したんだということなだけで、私は条例というのはそれぞれの目的があって条例ができてると思うんですよ。いわば、町職員の場合は、ちゃんとその勤務時間というもんが設定されておまして、それに基づいての報酬というんですか、給料でなってるんですよ。

特別職の場合は、勤務時間というのは設定されておられませんね。そういう中で、それぞれやはりその給与および旅費に関するとか、そういうことは期限に関することが別々の条例になってたというのがそもそものことだと思うんですよ。それで、今回もその比率が「100分の140」を「100分の125」にとか、あるいは職員の場合は、ほかにもあるんですけど、なってます。ところが、特別職の場合は、100分の160を145にするとか、比率が違ってくるわけなんです。そういうことであれば、中身自体が違ってのに、これを一括でやるということがなかなか理解できないわけなんです。今までのことでやったんだからということではあるんなら、だけでも、改めてこのことに聞くんで、そういうことをもう一度説明をいただきたい、このこと

なんです。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今までやっとなけん出したということではなくて、それはそういう例もありましたということで、先ほど総務課長が言ったとおりでありますので、誤解がないようによろしくお願いします。私は思いますのに、事務の合理化といった面もあると思いますし、この一方は下げ、一方は上げというような内容ではございません。人事院勧告に従って一律的に縮減を図っていくということでございますから、このような提案の仕方でも十分議会の御理解はいただけるものではないかとこのように考えまして、このような提案の手法をとらせていただいておりますので、特に他意はございませんので、ひとつよろしく願い申し上げます。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 町長の答弁では事務の合理化ということで言われたんですけども、私は非常に重要な問題だと思うんですよ。そういうことを一括で、大ざっぱと言うとまた語弊がありますが、一括でやるというよりも、それぞれ先ほど言いましたように、中身が違ってらるんだから、そもそもこの町の条例が別々なんですよ、この3つともね、単独であってらるんですよ。それであつたら、単独で改正をやるのが、これが筋だと思うんですよ。事務の合理化だけということに理解していいのかなどなのを再度お願いします。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。合理化だけというわけではございませんけれども、過去にもそういう例もありましたし、それから、一方は下げ、一方は上げというような質の違った問題ではございません。一体的な削減の条例でございまして、議員各位には十分御理解をいただけるのではないかとこのように考えて、このようにさせていただいております。今後について議会の方で、このような課題について条例ごとに一つわて上げた方がいいと、そのようにせいということなら、そのようにさせてもいただきますけれども、今回のこの件については、一つこういふことで審議をいただけるのではないかとこのように考えましたので、御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 提案の仕方については、それぞれ職員の給与については……。

議長（石上 良夫君） 植田議員、マイク。

議員（４番 植田 均君） 生活給という性格もありますし、特別職については責任給ではないかと考えておりますから性質が違つと、条例も違つという立場ですから、私たちはそれをきちんと区別して提案されるのが筋だということをまず言っておきたいと思ひます。

それで、質問ですけれども、まず、この人事院勧告で0.35月の年間トータルの引き下げの勧告ですけれども、夏季一時金で0.2すでに削減してますから、実質0.15の年末の引き下げになると思ひますけれども、この年間0.35月の引き下げによつて、町職員にどのような影響が出るのかということをも6月臨時議会でも聞いておひまして、今回の実施によつてどの程度の影響、個人に対する影響と、それから町職員全体がどれだけ減額になるのかということをもまず1点聞きます。

それから、特別職についても同じことを聞きたいと思ひます。

そして、もう一つお聞きしたいのは、この公務員給与を引き下げることによつて、日本経済にどのような影響を与えるのかという問題があると思ひます。今、政府はデフレ宣言をしましたが、そのデフレの根本的原因になつてるのは、働く人たちの給与水準がどんどん下がつてきている、雇用破壊ということも言われてますけども、こういうことを進めていくと出口のないデフレ……。

議長（石上 良夫君） 植田議員、ちょっと討論に近い質疑になりますので、気をつけてください。

議員（４番 植田 均君） になるのではないかとということをおひますが、今の日本経済を立て直すために、このようなことでのいいのかということについての認識をお聞きしたいと思ひますので、よろしくおひします。

議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この影響額でございますが、一般職員の12月分でおひしますと、740万ほどになります。それで、6月期、それから12月期合わせますと、1,730万弱の削減となります。これを人数で割りますと、平均11万9,000円、約12万円ほどになります。

それから、特別職の関係でございますけども、10万8,000円となっております。6月が32万6,000円でございますので、43万5,000円ほどの削減というふうになっております。全体で見ますと、1,773万ほどの減額となっております。

それから、この措置がどのように社会に影響するかというようなことのおひ問でございますけども、この人事院勧告、民間とのすり合わせということでおひしておりますので、当然、その削減

は必要なものというふうに考えております。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 今、影響額について聞きましたけども、この職員の給与というのは、この地域の経済を動かしていくのに大変大きな力を持ってっておりますけれども、地域経済にこの1,730万ですかね、これ地域の経済を回していく、こんだけ減ってしまえば大変なことになると思いますけれども、そういうことを影響が出るというふうには考えられませんか。そのことについての認識を伺います。

それから、特別職については、人事院勧告どおり0.2ですか、全体で。私は、町長、副町長、教育長はまた別になりますけど、そういう方々が職員の生活給を減らす提案をしておられる。こういう中で、基本給に対して1.2を掛けたものに乗じる今回のあれですから、特別職についてはもっと引き下げてもいいのではないかという考え方もあるのではないかと思うんですけれども、そういうことに対する考え方に、町長はどのように考えておられるのかお聞きいたします。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。1,700万円程度の削減になって、地域経済にはどのような影響が出るのか、影響があるのかどうかということですが、これは当然、1,700万円ぐらいの影響が地域経済にはあるだろうというように思います。また、公務員の給与というものを一つの目安にして、いろんなことが決まっていくような経済状況にあるわけですし、そういう面でもこの影響はいろんな方面に波及するだろうとこのように思っております。

それから、特別職のことについてお尋ねですが、特別職についても従来から人事院勧告に従ってこのようなこと、改訂を行ってきておりますので、御理解を賜りたいとこのように思っております。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 私は、この今回の人事院勧告に伴う一般職の期末手当、勤勉手当を年間0.35ヶ月引き下げるといった内容の提案については同意できないということが1点です。

それから、特別職は一括提案ですが、これについてはより引き下げるべきだという主張

をしたいと思います。

まず、一般職の職員については、これは生活給です、完全なる生活給です。期末勤勉手当でもって、年間通してのやりくりをしておられるというのが状況ではないかというふうに考えてるんですけども、先ほども言いましたけれども、日本経済が今デフレに陥っているということを政府も言っているような状況の中で、どんどん民間と公務員を対立させる中で、全体としての労働者の給与を引き下げていくという今の流れを転換していく必要がある、そういう経済に転換していく必要があるんです。それは、税金の大企業優遇とか大資産家優遇をやめたり、大型公共事業を見直したり、そういう中で財源を確保しながら、やっぱり儲かっているところから応分の負担をいただいて、それを労働者の給料に返していくということが大きく進められなければ、今のデフレの状況は変えることはできません。そういうところから、今の人事院勧告がこの11年間、1998年から11年間でどんどん引き下げて、これ公務員の数字ですけども、給与が11年間で61万5,000円も引き下げられました。こういう民間と公務員を対立させながら給料を引き下げていく、こういうこれまでの政府と財界の意向に沿った経済運営がされてきたわけですね。そういうところで、それを抜本的に切りかえていくというところで、私はこの議案に反対をいたします。

議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） 私は、この議案に対して賛成をいたします。

給与の件で言われたんですけど、もちろん人事院勧告というのは県の人事院勧告、市町村に人事院勧告に相当する機関がない以上、当然、県の人事院勧告に従って町村の給与というのは改定されていくべきだろうというふうに思います。民間の給料と公務員の給料の格差の解消というのは当然やらなければなりませんし、民間と公務員が対立しているという御発言でありましたが、全く観点の違いだというふうに私は思います。当然、公務員の給料が特化して民間より高いという状況というのは絶対あり得ないわけでありますので、当然、民間の給料が下がっていけば公務員の給料もそれに対して下げざるを得ないし、ましてや特別職の給料は生活給ではないというような御発言がありましたけど、当然、特別職の給料も生活給の一部でありますので、それを何ら一括して審議することに関して私は異論はないというふうに思います。

日本経済のことを重々言われましたが、今政権もかわって民主党が政権をとりました。多分、共産党が政権をとられたら、そういう方向で論議されるべきだろうというふうに思いますが、現実的にはそういう状況でありませんので、私はこの議案に対しては賛成するものであります。以

上です。

議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。反対討論を許します。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第86号については反対するものであります。

先ほど植田議員は反対理由を申し上げましたが、私も職員の引き下げについて、これについては同意できないという立場であります。というのはなぜかといいますと、今政府もデフレの傾向だということをはっきりと表明したわけですが、1つは、公務員の給料が昇給分ですね、これがことしの春、民間の昇給率に比べて公務員の昇給率が低いわけなんです。そういう中で、私どもが今回やられる中で職員の分で年間1,730万ですか、減額ということになるわけなんです。そういう中で、職員の生活も大変な中ですから、やはり当然このようなことをやるのではなくて、従来の計算式によって出すべきだということです。先ほど賛成討論の中で、人事院の勧告でということがあったんですけども、これは各自治体の総意のもとにやるべきであって、必ずそれをやらなければいけないというぐあいにはなっていないわけですよ。

それと、もう1点、今度は特別職なんですけども、この算出基準が100分の120、つまり基礎額を引き上げて支給するということなんです。これ、夏のときも勤勉手当がないんだからということでそういう措置をとってるということ、そういう趣旨で言われたんですけど、私はこの金額については120だけでなく、100分の100の基準額から計算すべきであるということ、を申し述べます。というような理由から、私はこの議案に対して反対するものであります。

議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

議員（5番 景山 浩君） 賛成の立場から発言をさせていただきます。

この条例改正案が施行されますと、確かに給与を受け取っていらっしゃる公務員の皆さん、痛みを伴う改正になるというふうに思います。ちょっとお気の毒だなという気はしますが、先ほどから反対者の発言の中に、官と民を対立させるとかというようなそういう言葉が出てきております。ちょっと認識的に何か180度違うんじゃないかなという気はするんですが、今、現状、単なる給与の比較、官と民との比較だけではなくて、個人で商売をしておられる方は非常に売り上げが下がって生活が厳しい。ましてや、職を失われた方というものが非常にたくさん町内でもおられるということで、単純に官と民との給与の比較だけで済む問題ではない、もっともっと大きな格差というものが発生をしかかっている、現実には起きているということがあります。ですので、公務員の給与をこのままずっと維持し続けることの方が、官と民との対立の構図をますます

鮮明にするような、そういったことになりかねないというふうに思います。少しでもすり合わせをして、そういった不公平感というものを解消することが必要だろうというふうに思いますので、本議案には賛成をいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 以上で討論は終わります。

これより、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

議案第86号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第87号

議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第87号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第87号、平成21年度南部町の一般会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

議案第87号

平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成21年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,591,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月26日

南部町長 坂本昭文

平成21年11月 日

決 南部町議会議長 石上良夫

このたびの補正予算でございますが、新型インフルエンザ予防接種に係る費用862万4,000円をお願いするものでございます。町の減免対策としましては、1歳から中学生までと、低所得者世帯を対象として提案をさせていただいております。その理由として、子育て支援ということもありますが、新型インフルエンザにおきましては従来の季節性インフルエンザと比較し、低年齢層を中心に死亡や重篤化をしておりますので、低年齢層に集中して減免を行いたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4ページの方で歳出の方から説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費でございます。需用費でございますが、消耗品として、新型インフルエンザ予防接種負担券の用紙代などとしまして3万8,000円、それから役務費として、同じく負担券の郵送料ということで23万6,000円を、それから13節委託料としまして、接種対象者の8割が接種をされるとして793万5,000円を、それから扶助費としまして、接種済みの方に対するものとしまして41万5,000円をお願いしております。

続きまして、歳入の方ですが、上段に移ります。15款県支出金でございます。保健衛生費補助金でございます。新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金といたしまして、255万1,000円をお願いしております。

歳出額862万4,000円との差額につきましては、前年度の繰越金を充てるようお願いをしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いをいたします。

議長（石上 良夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

議員（9番 細田 元教君） 1点お聞きしますが、この中で委託料で793万5,000円でございます。医師会からの通知で、これが接種できる医療機関とできない医療機関があるとは聞いておりますが、我が南部町でもまだそれが可能かどうか。

それと、制度のこの病院とはできませんぞというような情報がありましたら教えていただきたい。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。接種可能な医療機関でございますけれども、県内でもそれぞれ事情が異なっておりまして、入院患者さんだけを対象として接種される医療機関、あるいは外来で通院なさってる方だけを対象としている医療機関、それから、予約さえあればどなたでも接種をするという医療機関がございます、それにつきましては県のチラシをせんだって広報なんぶの方と合わせて全戸配布をさせていただいております。主治医の方に接種を希望される方が御相談されれば、主治医の方から対象者であるというような証明書とか発行していただければと思いますので、医療機関はどこでもかまわないと思いますけれども、ぜひとも主治医の方にまず御相談をいただいて、その後、接種医療機関に行かれるということをお願いをしたいと思います。

議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

議員（9番 細田 元教君） 恐らく町内、西伯病院込めて全部できるとは思いますが、医大に関係が何かちょっとできない、できないことはないかも、その証明書が発行されて、どっかと相談せないけんというような状態だと思います。

これに関連してでございますが、今資料をもらいました優先順位の分で、接種者の関係でございます。今、実際に行っているのは基礎疾患を持っている方が予防接種されておられます。医療機関から自分とこの患者さんで基礎疾患を持っている方に連絡されて、何月何日に来てくださいというような連絡が今恐らくされていて、どんどんされておられると思いますけれども、我が南部町でも御存じのように、この新型インフルエンザが一番最初に発症したのが我が南部町の保育園からございました。それから小学校、中学校と蔓延して休校、休園、いろいろやりましたが、また今回も説明によりますと小学校、これは学級閉鎖等の措置になっております。2回もそのような感じになっております中で新聞報道によりますと、各都道府県によってまちまちですけれども、児童を優先的に集団接種して、子供に先にやっているとありますが、我が南部町としましてもこの優先順位はありますけれども、小学校、中学校を集団的に、早ことこういうことをされないけないじゃないかと私は思いますけれども、町の姿勢とか、方針としてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。

まず、先ほどの町内の医療機関での接種でございますけれども、1医療機関は通院なさってる患者さんだけしかされないという医療機関がございますので、それはどこということはないですけれども、その医療機関で御相談をしていただくということをお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの子供たちに対する優先接種について、前倒しについてどういうふうを考えているかということでございますけれども、これにつきましては町の考えといいますよりは、県が主体的にワクチンの配布を行っておるものでございます。町につきましては、県のスケジュールがどういうふうになっているかということが、先日までこちらの方に情報提供がございませんでした。先週末の担当者会の折にそういうふうな要望を県にいたしまして、県の方から町に対してもワクチンの配布に対するスケジュールですね、そういうものがやっと配られたというような状況でございます。町がそれについて配分をどうこうできるという立場ではございませんので、よろしく願いをいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） ちょっと1点だけ聞いておきたいと思います。このインフルエンザの件、今臨時議会で予算案が計上されたということは、事業に対しての裏づけがあるということで大変結構なことでありますが、たしか全協の場でこの件を説明されたときに、事業を行うけど臨時議会では非常に時間がなくて間に合わないで臨時議会には出さないと、あるいは実際にお金の出費がないんだから、事業をやってもいいのではないかというようなお話だったろうというように記憶してます。私は、財源の裏づけがない事業というのはあり得ないというふうに考えておりますが、もし私の認識が間違っていなかったならば、なぜ全協ではそういう説明がなされたのか、副町長と総務課長に財源のない事業が実際にやれるのかどうかという件について伺っておきたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 財源がない事業はどうかということですが、確かに全協の時点では補正予算を今、作業しておる過程の中で、ちょっと作業的に難しいというような状況の中で、補正予算の方で対応させていただきたいということを申し上げたわけですが、全協の中で議員各位からの御指摘等もございまして、臨時議会で間に合えばできるだけそういう方向によって事業の裏づけをしてお願いをした方がいいということで、急遽作業を急ぎまして、きょうの臨時議会に対応できるようにしたということですが、御理解をいただきたいというふうに思います。そういうことですが、場合によってはそういうようなタイミング的にできない。ただ、急を要するというようなことがあれば、やはり事前に全協の方でそういうことを事業説明もして、事業に取りかかるというようなケースも、そのタイミング的には起きることもあるというふうには思います。ですが、基本的には事業実施するに当たって

は、予算の裏づけというのが大前提になっていくというふうには理解をしておりますので、議員が御指摘されました考え方は、それは妥当な考え方だというふうに理解をいたしております。よろしくお願ひ申し上げます。（発言する者あり）

議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほど副町長の方が御説明をいたしたとおりと同じ考えでございます。よろしくお願ひをいたします。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。先ほど細田議員さんの御質問のときに、集団接種についての御質問がございましてお答えをしておりませんでした。予防接種は基本的にはかかりつけ医で行うものでございますけれども、せんだって集団接種につきまして国の見解、県の見解が出たということで、こちらといたしましても教育委員会と協議を行い、学校医さんの方にそれぞれお考えをお聞きしたり、御説明をしたりするようにはまいりました。現在は教育委員会の方に、学校と調整をするように話をしている最中でございますので、その結果によりましては集団接種ということもあろうかというふうに考えております。以上でございます。

議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

議員（3番 雑賀 敏之君） まず、前回の全協でお聞きしました資料と、今回出されております資料に違いはないのかということです。なぜかといいますと、今回もらった資料には1歳未満時等の保護者のところがバツテンが打っております。前回のところでは1歳未満の保護者のところが載っております。これについて変わりはないかということと、それから、前回財源の内訳をきいたときに国庫補助187万5,000円、それから県補助が93万7,000円ということで、今回の補助金を見ますと255万1,000円ということでございます。これについて何か変更があったのかということでございます。

それと、まず基本的に国は、このインフルエンザの接種につきまして、非課税世帯には無料を原則とするようなことを言っております。町としてはそのような考えはないのか伺いたいと思ひ

ます。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。

まず、第1点目、前回の資料と同じかという御質問でございますけれども、これは変わりございません。1歳未満のところは前回の資料も課税のところは全額、非課税のところは1回1,000円というふうになっておりまして、今回バツテンをしておりますけれども、このバツテンは実際的には国の有料接種者であるけれども、町の助成は減免対象とはしないというもので変わらないものでございます。

それから、歳入が前回と金額が違うのではないかとということでございますけれども、前は2回接種ということで算定をいたしておりましたけれども、徐々にとっていきますか、段階を踏んで1回接種というふうなものが確定してきたということで、その分を勘案をいたしまして歳入の減額を行ったものでございます。

それから、非課税世帯は、国の考えとしては無料というふうな原則考えているが、町では考えていないかという御質問でございますけれども、この分につきましては、ワクチンを接種をしていただく方には、基本的には一部負担をしていただくことがやはり基本ではないかなという考えに立ちまして、その部分と町の持ち出しをプラスをいたしまして、2回接種であります子供たちに対して配分をしたらどうかということで提案をさせていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

議員（3番 雑賀 敏之君） 今、前田課長の方からインフルエンザの接種をするのは、応分負担が妥当ではないかというようなことだったと思います。ただ、なぜ国が非課税世帯に無料接種を原則としたらどうかということ言ってるのは、やはり非課税世帯というのは非常に、一般的には低所得者であるということから、そういう方から税金も非課税ですから、税金も免除になってるという立場から、やはり私は非課税世帯については無料にして、あとの足りないところは町が負担をしてでもやるというのが原則だと思いますが、それについてどうでしょうか。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。この新型インフルエンザの予防接種でございますけれども、これはあくまで任意接種というものでございまして、法定接種でしたら、またそれはそれなりの考え方もあろうかと思っておりますけれども、任意接種を受けていただくということである程度の御負担をいただきたいということで、よろしくお願いたします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きします。

まず、先日全員協議会のときにいただいたこの資料によりますと、課税世帯は全額で、非課税世帯が補助が1回当たり1,000円という負担になってるわけですね。ここで見るんですけども、財源内訳のところの星印ですね、ほかにあって。優先接種者のうち低所得者に対する国は2分の1補助、つまり、3,600円が半分ですから1,800円ですね。今度はその下段にもう一度接種者の費用の4分の1ということ、県ですね。そうしますと、4分の1にしますと900円ですね、そうしますとトータルしますと2,700円ですね。そうすると、3,600円から2,700円引くと900円になるわけですよ。このままいけば100円、町は、県、国の補助からすると、余計負担しなければならないということが起こるんですが、この点についてどうなのかということがまず1点。

それから、先ほど担当課長の方からは、あくまでも新インフルの接種は任意であるから、いわゆる法的に、義務的に全国民が受けなければならないということになれば、それは別の考えだけれども、任意であるんだから、やはり負担を原則としていただくように考えたということだったんです。私、聞くんですけど、特にこの中で、この新たにもらった資料ですね、妊婦さん、それから基礎疾患、あるいは就学前の子供だとか児童なんかですけども、これについてなんだけれども、課税世帯はもちろんですけども、非課税世帯は、これは先ほど雑賀議員も言ったように非常に家計が苦しい方なんです。本来は受けたいんだけど、負担があるんでということで受けられないそういう場合は、これについてはやはり負担を取り除くということが一番ではないでしょうか。きょうの全協であったんですけども、今のところ県の方で、東部の方では警戒ですか、の方が出されたということで、恐らく西部の方にもこれは事が広がらないということは予測できないと思うんです。私は、広がってくる可能性が非常に強いだないかと思うんです。そこで、あわせて言うんですけども、6月の議会でしたかね、3月議会、私は一般質問の中で、防災コーディネーターのことについて、果たしてこれについてはどうなのかということで質問したら、町長の答弁で予測では南部町でも60人の死亡者が出る、このような予測を受けてるんだということだったんですよ。そういうことであれば、やはり原則、先ほど言ったように国がそういうことで負担をかけないようにするということを書いてるんであれば、当然これは負担を取り除くことが妥当ではないでしょうか。その点についてまずお聞きしますが、どうですか。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。まず、最初に亀尾議員さんが1,000円の補助というふうにおっしゃったと思いますが、1,000円の負担ということで、補助は1回2,500円ですか.....（発言する者あり）

議長（石上 良夫君） 休憩します。（発言する者あり）

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長（前田 和子君） それで、一番目の御質問ですけれども、100円損するのではないかというふうな御指摘でございましたけれども、この国の考え方と申しますのが優先接種者のうちで低所得者世帯に対して、国が2分の1、県が4分の1見るというものでございますけれども、その個別に対して2分の1、あるいは4分の1見るものではございませんで、町の対象人口の中の優先接種者のうちで、総額に対して補助をするものでございます。ですから、それを上限として、その中で配分は町で独自に決めてよいというものでございます。ですから、どう言ったらわかっていただけるかな、その人たち個別の補助ではないというものでございます。

それから、2点目ですけれども、60人死亡というふうに町の方が説明したということでございますけれども、これは鳥インフルエンザ、強毒性のものを想定をして申し上げているものでございまして、現在は弱毒性のインフルエンザ、新型インフルエンザというものでございます。妊婦さんとかっていうものはどうかということでございますけれども、妊婦さんにつきましても、低所得世帯の方につきましては同じように減免の措置を取らせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 私は、これが総額で計算した上の想定での資料だとおっしゃったんですよ。でもね、私は、これは国の方針がそうであれば、そうくるんだなくて、個人に対してこのような考え方をすべきであるということを申し上げます。ただし、私は、やはり負担は1,000円が900円だないかと言ったんですけども、あくまでも私は負担をかけないことが前提なんですけども、そのことなんです。総額だなくて、個人に対しての考え方をやるべきだということなんです。

それともう一つ、一般質問の中で、答弁で60人と言ったのは、いわゆる鳥インフルエンザで

すね。強毒性の分だったんだけど、これは弱毒性だということは、まず聞くんですが、犠牲者というんですか、死亡者はないと認定されるのか。仮に60人が減っても、あるいは死亡者が出る可能性があるということであれば、やはり行政としては犠牲者を出さないという精神からやるべきだと思うんですが、そこら辺については認識はどうなんでしょうか。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。配分をどうするかというのは、私どもも非常に悩むところ、悩ましい問題でございまして、どのようにしたら皆さんに受けていただけるかというようなことで、対象を選定するのに本当に悩ましいところなんですけれども、提案させていただきましたように、できるだけ公平にと申しませうか、皆さんに安価で受けていただきたいというような思いで提案をさせていただいたものでございます。

それと、もう1点でございますけれども、済みません、死亡者の件でございます。死亡についてもですけれども、予防接種を受けたから、じゃあ亡くなられないかということになりますと、現在、予防接種を受けたためになくなったのではないかと、あるいは因果関係はわからないけれども、そういう疑いも強いという患者さんもかなりの数おられるわけでございます。何がいいのかということも、これも実際に予測しがたいところではございますけれども、国が進めておりますインフルエンザの予防接種でございますので、できるだけ皆さん方に受けていただきたいというふうに思っているところでございます。決して補助をしなかったから、補助したからというものでないのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 今回、全協で説明されました財源、国県補助金の金額と、今回の提案の歳入であります補助金が減額になってます。これは接種回数が減ったために、その対象者が減ったという説明で理解はできるんですけども、実際、積算の根拠として何人、国、県が言ってます優先接種者のうちの低所得者に対する費用の2分の1と4分の1、これをどのような積算でこういう数字になるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それから、今、実際先ほどから議論になってます優先接種者のうちの町が1,000円負担で、それ3,600円のうちの2,600円を補助してということ、もし全額補助した場合の予算が幾らになるのかということをお聞きしたいと思いますし、私、もう一つ町長にぜひお聞きしたいんですけども、今回の臨時議会ですので、まだ12月議会も控えておりますが、私たちがこの議案に賛成できるかということが町長の答弁によって決まると思ってますけども、（発言する者

あり)この優先接種者のうちの低所得者、非課税世帯に対することを、補助を全額補助していくべきでないかということをも求めたいんですけども、今、低所得者の状況が大変な状況というのがいろいろ問題になってます。例えば、生活保護世帯は全額補助になりますけれども、生活保護基準以下で生活しておられる方が.....。

議長(石上 良夫君) 議案に対する質疑を行ってください。

議員(4番 植田 均君) これ町長に対する質問ですので、ちょっと.....(発言する者あり)補足率が2割だといわれてるんですね。生活保護を受給しておられる方が、その補助対象になるような生活しておられる方の全体の2割程度しか補足されていないというような現実があるんですよ。そういう中で、ぜひ町長の見解を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(石上 良夫君) 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長(前田 和子君) 健康福祉課長でございます。積算ですけれども、生活保護世帯、それから市町村民税非課税世帯、それから子供たちでございますね、その人数合わせますと、全部で3,000人ほどというふうに見込んでおります。2回接種の場合がございますので、2回接種の延べ数ですね、これが4,500回分強というふうに見込んでるところでございます。

それから、全部個人負担なしで全額補助というふうにした場合は、1,300万強というふう
に予定をいたすところでございます。以上です。

議長(石上 良夫君) 町長、坂本昭文君。

町長(坂本 昭文君) 町長。安いほどいいし、それから無料ならもっといいということであろうというように思うわけですけども、この表をよく見ていただくとよくわかると思いますけれども、いわゆる課税世帯、いわゆる国庫補助対象外の部分でも子供さん、中学生までですね、これは南部町の減免対象にして支援をするようにしております。これは医療機関同一で、友達で行って、一方は補助対象、一方は補助対象でないというようなことがあって負担額に差があれば、やっぱり子供の心にそういう思いをさせてはならないという私どもの考え方で、子供たちには同じ扱いでしてさしあげましょうというようなことでやっております。したがって、課税と非課税ばかりで議論を言われますけれども、このような措置もしておるということもぜひ評価もしていただきたいというように思うわけです。それと、これは質問とちょっと外れますけれども、政策やるときにほかのものとの整合というようなこともセットでいろいろ考えんといけんわけですし、一般のインフルエンザの負担金もいただいております。

まして、そういうところとのバランスというんでしょうか、整合というものも考えてこのようなことをさせていただいた。

それからもう1点は、他の町村の状況といったことについても勘案して、このような方針を提案させていただいておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） ちょっとはつきりわからないんですけども、延べのことではなくって、補助対象者が3,000人で、延で4,500回というのはわかりましたけれども、国県補助金で幾らの対象者というふうに積算してるのかということ聞いてますので、わかりますか、言ってる意味が。国県補助金、これで見ますと県補助金の255万1,000円、この積算根拠になってるものは何かということです。

それからもう一つ、全体で1,300万っていうやな言い方されたんですけども、1,000円負担をもしゼロにした、私、減免予定者の低所得者に属する者で、前回の全協でいただいた資料です。1,640人という数字をこのときにもらってますけども、これに1,000円を掛けますと、164万ですよ。これに1.5掛けますと、200万ちょっとになりますか。そういう財源があれば、1,000円負担をなしにできるのではないですか。私たちが言ってますのは、低所得者に対する、非課税世帯に対する1,000円負担をしないことに対する財源ですので、答弁きちんとしていただきたいので……。

議長（石上 良夫君） 植田議員、明確に質疑せんと答弁できんと思いますので……（発言する者あり）まとめて質疑してください。（発言する者あり）

議員（4番 植田 均君） ずばり言ってるんですよ。

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。続けてください。

議員（4番 植田 均君） 低所得世帯に属する者という対象になってる方が1,640人で、ここに1,000円負担をしていただくような提案ですので、これを仮に町が負担した場合、164万ですよ、1回分が。それに、2回接種の方を上乗せすると、200万ちょっとあれば無料にするための財源は確保できるのではありませんかということ聞いてますので、よろしく願います。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。まず、国庫補助の考え方でございますけれども、これはいろいろ算式がちょっとございますけれども、全人口の非課税世帯分ということです。基本は、優先接種者の数掛ける非課税世帯割合ですね、町の、というものが基本になっておりますので、実際に打たれた方というものではございません。しかも、まだこれは人数が把握できかねないんですけれども、優先接種者のうち基礎疾患を有する方がございます。これの把握というものは非常に難しいものでして、これをどういうふうに国が示してくるのかなというところがちょっとまだ疑問な点がございます。しかし、一応、優先接種者の数が先に全員協議会のお示しした数字ぐらいかなというところで歳入を見込んでいるところでございます。ですから、実際に減免をした数とか、実際に打たれた数ではなくって、国の補助の考え方としては、優先接種者を基本として、低所得世帯の割合を掛け、そして、1回接種の場合の額、2回接種の場合の額というものを勘案して歳入を見込んでいるものでございます。

それから、2点目の低所得世帯に属する者で1,640人のうち、この1,000円を助成したらそれでいいではないかということでございますけれども、そういうことも初めこちらの方は考えておりましたけれども、町長の方からお前の子供と一緒に集団接種とかするとき、片方は全額払って、片方はじゃあ無料なのか、本当にそういうことが教育上いいのかというような指摘も受けまして、そういうこともいろいろ考えた上で、今回提案させていただくものでございます。先ほどおっしゃいました低所得者世帯に属する者、1,000円を丸々町がみるという考え方もあろうかと思っておりますけれども、御提案したとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、赤井廣昇君。

議員（7番 赤井 廣昇君） 1点だけ質問してみたいと思います。といいますのは、ここが上がってますのは、優先接種対象者を中心にした形での予算措置でございますが、これが御承知のようにインフルエンザというものは、これが重症化すれば医療費は莫大なものがかかるということは御承知なわけでございます。これが原因的に今のところはまだそういう事態にはなってないんですけど、そういうことも想定されるということは事実だと思います。そういうことを考えたとき本来は、これは全町民に無料で接種するということが一番わかったことでございます。ただし、財政の問題等があって、それはできないことはよくわかるんですが、もし、仮にこの全町民を接種対象者にした場合は幾ら予算かかるのか、そういうことも比較、検討なさってこういう

形で出されたものか、どういう形でこの予算化されたかという根拠をちょっとお示ししていただきたいと思いますが。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。まず、最初に赤井議員さんがおっしゃいましたように、優先接種者を中心に今回は予算化しているのは国でございます。当町では低所得世帯、それと子供たちを中心に減免を考えたということは、総務課長の方が申し上げたとおりでございますけれども、全住民を対象にしたということになると、1万2,000掛ける1回接種として3,600円ということでございますので、これは単純なものでございますけれども、入院したときの医療費というものを考えるとどうなのかということでございますけれども、今回の新型インフルエンザは前に申し上げましたように弱毒性でございます。考え方としては、季節性のインフルエンザと同じ考え方というふうなスタンスでございます。よろしくをお願いします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 反対をするわけではありませんけれども、意見を強く言っておきたいと思います。本当はこの予算を緊急を要するものです、大事な予算です。私は先ほどから言いましたけれども、非課税世帯に対して無料にして……。

議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。（発言する者あり）植田議員、反対、賛成の立場をきちんと明確にして討論をせんと討論はできません。（発言する者あり）反対なら反対で申し上げます、いいですか。（発言する者あり）はっきりせんとだめ、討論できません。（発言する者あり）

休憩しますけん。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 失礼しました。先ほどの発言を撤回いたします。大変難しい話だと思います。

まず、この執行部の提案に……（発言する者あり）提案に対して反対いたします。この新型インフルエンザ対策は急がなければならないことは当然ですけれども、町の提案の非課税世帯に対する今回の提案、1,000円負担を求めるというものは、国が助成する基準といいますが、考え方で低所得者に対しては国が2分の1、それから県が4分の1ということで、これは経済的理由で、それによって、こういう新型インフルエンザのワクチンが受けられないようなことがあってはならないということを明確なメッセージとして出していると思うんですね。それを実際、米子市だとか、無料化して、無料にしている周辺市町村いっぱいありますね。日南町が一番充実していると思いますけれども、住民の皆さんの安心、安全、健康を守るために努力しておられます。そういうところで、南部町は1,000円負担、これ私たち1,000円がどういうお金かということをもっと生活に苦しんでいる方々の生活実態に目をやれば、大変なことだというふうな想像力を働かさなければならないと思うんですよ。高齢者では、少ない年金でつましくやっと暮らしておられる方が、日々の暮らしの中で1,000円の負担をすることがどれだけ大変なことか、そのことによって、経済的理由で感染して、それがまた町内に広がっていくようなことがあってはならない、そういうことを考えれば、ぜひ12月議会で再度、この充実した追加の措置が取られることを期待したいと思いますし、それから、先ほど課税、非課税で負担のことが教育上よくないということであれば、課税世帯も子供たちについては無料にしていくということが防災コーディネーターっていうやなことを町長はこの町でやられたわけですね。先進的だというふうに町長は言うておられたわけですね。そういうことを言うている一方で、実際にこのワクチン接種については十分な対応がとれてないということを言わなければなりません。そういう立場で反対するものであります。以上です。

議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗です。私は、この議案につきましては賛成の立場をとらせていただきます。このことは緊急を要することです。それと、副作用の点も大きく報じられているところもごさいます。個人の自己判断で今、最善といわれているワクチンを接種するというものでごさいますので、先ほど町長のほかの施策とのすり合わせ勘案してということ、それとこれは弱毒性でごさいます。まだ強力性のものも控えております。これですべて

完結というわけではございません。ただいまとれる方法を速やかに実行するのが最善と思いますので、私はこれを賛成といたします。以上です。

議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 議案第87号に反対いたします。

理由は先ほど植田議員も申し上げましたけども、今の段階でいわゆる質疑の中でも聞きますと、あくまでもこのたびの新インフルは弱毒性であるということを言っておられます。しかし、今考えますと大変な状況で全国ではそういう何というんですか、警戒というんですか、これに対する恐怖というか、みんなが心配している状況なんですよ。特に高齢者の場合は、優先接種者の中でいわゆる対応のことはあるんですけども、子供についてはやはり免疫性が、いわゆる風邪のあらゆる菌に対する免疫性が非常に弱いということから、全国的にやはり低年齢者については、積極的にやっぱり受けるということを進めてるわけなんです。執行部の方からありましたけども、これは強制ではなくて、国も、あくまでも任意なんだけども、しかし、特に抵抗力の弱い子供たちに対してはやはり原則受けさせるというのが、これが町の姿勢ではないでしょうか。そういう中で、小学生に対する中では負担する子、あるいは負担しない子の公平性を欠けるということなんですけども、私はそれは徴収のことに考えてもいいことであって、何も本人にお金を持って来いというのは、それを絶対やるということは考え直せばいいじゃないでしょうか。ですから、私はこの中で小学生そういうこと、いわゆる抵抗力のない子供たちについては課税、あるいは非課税の区別なく、全員を無料にしてやって接種をさせるということをやすべきだと思うんです。特にこの町のキャッチフレーズは医療と福祉をうたっているのであれば、むしろそういうことを先駆けてやるということ積極的にやるということが本当ではないでしょうか。防災コーディネーターの設置もされたこういう状況の中で、これに対してはやっぱり今の医療の体制に対しては積極的に予防を喚起していくこと、このことではないでしょうか。ですから、それで負担がふえます、国から、県からのことの補助金の関係もありますが、一般財源もふえることは確かです。しかし、逆にこの注射を、予防接種を1,000円の負担であって、全員にしたい人も行き渡らなくなって、結果として不幸にもこれが発生したということになれば、当然医療機関にかかります。ということは、国保の医療費の支出もそれだけふえるわけなんですよ。だから、この間、行政調査でもありました。土佐町では前もって予防の医療をやったために国保の会計も大いに改良できたということがあるんです。ですから、やはり予防ということが一番に考えていくことを考えることであって、私はその意味からいえば、この議案は不足しており、私は反対するものであ

ります。

議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。賛成の意見を述べさせていただきます。

今、このことについて反対というふうにおっしゃっていましたが、この中の南部町の単独の減免対象の方、低年齢の中学生までの子供さんとか、それとか生保の関係、非課税世帯の関係の優先接種者以外の方、このような方に1回1,000円の負担でということもひっくるめて反対ということになると、じゃあ接種ができる状態になりましたといったときに、子供さんから3,600円もらわないといけないのかというようなことが発生をするのではないかということになります。非課税世帯の方だとかの無料化を進めたいということであれば、それはそれでまた提案をされればいいことだと思いますので、課税世帯の方の小学生の方とか、優先接種者以外の低所得者の方に対する施策を最優先で実施をしていくべきだというふうに考えて賛成をいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第87号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号

議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第88号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、田中耕司君。

病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。議案第88号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、初めにでございますけれども、この補正を組む背景でございますけれども、鳥取県の新型インフルエンザ対策陰圧病室整備費補助金、あるいは新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整

備事業補助金、あるいは国の新型インフルエンザ対策施設設備整備費補助金というのがございまして、これに申請をしておったものでございます。その結果、943万7,000円が措置されたということで補正を組むものでございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。2条のところを書いてございますけども、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するというところでございまして、収入は、既決予算額は、補助金、企業債、合わせまして1,360万円、それに今回の補正予算額が943万7,000円ということでございまして、計が2,303万7,000円ということになります。

支出の方でございまして、建設改良費及び企業債償還金、合わせまして1億1,961万円、これが既決の予算額でございました。それに今回943万9,000円、合計1億2,904万9,000円になるということでございます。

それで、具体的に何をするかということでございますけども、席上に資料を配付させていただいたと思います。図面もついているものでございますけども、まず、最初のインフルエンザ対策事業という1枚ものをごらんいただきますと、関係するもので1つは人工呼吸器を買くと、これが1点。それとあと、以下に書いてあるものは、今、療養病床がございまして、そのうち7床を一般病床にしてそれを陰圧室、これにするものでございます。具体的中身は図面をごらんいただきますとわかりやすいんじゃないかと思いますが、大きい赤丸がついてる部屋がございまして、ここに陰圧のパッケージのセットを置きまして、室の圧を少し下げるわけでございます。そうしますと、ウイルス等が室外に飛散しないというようなものでございます。それと、あと間仕切り等はあれでございまして、ナースコールが今の療養病床は、療養病床のナースステーションの方にナースコール等がついておりまして、これを一般の方のナースコールにつなぎかえると。それと、通路を確保しなきゃいかんとか、それから間仕切りをせないかん、そういうことがございまして、以下に掲げるもろもろの工事をするものでございます。それが943万8,600円ほどかかるというものでございます。

あと、予算等に関する説明書は計数を整理したものでございまして、説明は省略させていただきたいというふうに思います。御審議の方、よろしく願いいたします。(サイレン吹鳴)

議長(石上 良夫君) 休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

提案に対し、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 1点か2点になりますけど、お聞きします。

管理者に聞くんですけども、けさの資料、きょういただいた資料なんですけども、この上でいろいろ事業が書いてありますね、工事云々が。まず1点は、これはいわゆる専門性もあるかもしれないんですけども、入札でやられるのか、入札も一般か、あるいは随契でやられるのかということの考え方がどうなのかということが1点と、もう1点は、この中で工事を予算が通って工事が始まってからなんですけども、推定なんですけども、今どんどん新インフルに対する防御の体制を急がなければならないんですが、もし工事にかかった場合に完了はいつごろ予定されているのかということ。この2点について、まずお聞きします。

議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長、陶山でございます。入札の方法でございますけれども、補助金でございますので競争性を問われます。したがって、競争入札になるというぐあいに思っております。ただし、ナースコール等は既設のものが満杯だということ、それから、既にもうセットがしてあるのを一部修繕すると、配線をかえるということでございますので、競争性が問えないような種目もあるかもしれませんが、原則競争入札を行いたいと思っております。

それから、2点目のいつごろできるのかということですが、工事の完了は3月を目指したいと思っておりますが、できるだけ早く着工したいと思っております。ただ、この予算が成立しましたら、県へのこれからの補助の申請等の段取り、正式な申請になります。そういう段取りをとってまいります。あくまでも先ほど管理者が申しましたように、陰圧のパッケージをつけてこれをするといひますのは、主としてこれは強毒性がもう時間の問題で我々の前に来るだろうと、そうした場合に陰圧室がない中で措置ができないということ意識したものでございます。今回の弱毒性のものを意識したものではありませんが、せっかくのことでございますので、できるだけ早く完成するように努めたいと思っております。以上です。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。

もう1点聞くんですけども、仮に今弱毒性のインフルだということなんですけども、これが強毒性に変わった場合、この場合は陰圧のパッケージというんですか、このユニットがないと厚労省の方から対応は無理だよと、だからそういう施設がなかったら、今、やっぱり事前にやっておき

なさいよという指導があったのかどうなのかなんですけども、その点について。つまり、これがないと強毒性になった場合に西伯病院では対応できないのかということと、それと、指導というものがあつたのかということ、これについてお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

病院事務部長（陶山 清孝君） 陶山でございます。この陰圧パッケージユニットは、ここにありましており普通の部屋に後でつけます。大きな換気扇だというぐあいに思っていたらいいと思います。それがどのぐらいの機能があるのかは、現在鳥取大学の方に設置が進められる予定だということで、一定の機能はあるだろうという想定のもとでありますけれども、もともとつくったものではありませんので、機能として感染症すべてに対応できるかどうかは未確認です。ただ、ないよりはあつた方がいいだろうというようなものです。図面の一番右下のところに1床だけ当病院で感染症の部屋がございます。ここは当初から陰圧と設計して入つたところでございますので、中のウイルスを外に出すことはありませんけれども、今度のはパッケージで大きな換気扇を使って、中を負の1気圧以下に少しだけ気圧を落として、外に漏れないということにするものでございまして、その辺の効果はまだ解明できてないんじゃないかなというぐあいに思っています。ただ、ほかのことを考えましたら、感染が広がるということは一定の機能があるというぐあいに考えております。

国から指導がどの程度あつたかはわかりませんが、国の補助ということをお願いしておりますので、国はこのインフルエンザに対しての補助として勧めているというぐあいに認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 今回の計画は、個室が3つと4床室が1つで陰圧パッケージが、だから、対応としては最大7人収容できるということの設備ですね。そのようですけども、それで、大体、重傷者の対応としては今の町内で重傷者に対する受け入れ対応できるのは西伯病院しかないと思いますけども、これで十分な対応と言えるんだらうかということが1点と、それから、リネン室を新設アプローチとしてますけども、結局、この7室で完全に隔離した状態になると思ひますけども、実際に医療関係者が出入りする場合の感染、医療関係者が出入りすることによって、また大変難しい問題が出てくるのではないかと思いますけども、その辺の対応はどういうふうになっているのか説明をよろしくお願ひします。

議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

病院事業管理者（田中 耕司君） 7床で南部町の重篤なインフルエンザ患者が発生したときに大丈夫かといいますと、それはちょっと申し上げられません、大丈夫か大丈夫でないか。やっぱりドクターの数からいっても、主には内科医が見るということになります。そうしますと、その患者さんだけではないわけでございまして、7人入られたら、それはドクターは大変なことになるかと思えます。整備いたしましてもできるだけ重篤な患者は今、鳥取大学の病院等とも連携ができてますんで、やっぱりそこは患者様にとりまして一番いい対応をしていかなきゃいかんと。今の医療全般に言えることでございますけども、1医療機関で完結型というのは非常に難しいので、ネットワークを利用した病々連携なり、病診連携、そういう体制をとらざるを得んだろうと思えます。南部町で7人出るということは、市内の方ではとてつもない数の重篤な患者が出るということでございまして、これは大変なことになると思えます。思いはそれぐらいでございます。

それと、医療関係者が出入りして云々ということがございますけど、リネン室のすぐ前に扉がついておりまして、一般病床と療養病床を分けてたわけでございます。それで、左側の廊下に赤い線入りで間仕切りというふうにしてございますけども、ここまで間仕切りを広げて、できるだけ療養の方の出入りがないような仕切りにしようとするものでございます。医療関係者は診察もしなきゃいかんし、処置もございまして、当然、消毒等には心がけながら出入りはするということが十分注意するというぐらいしかないように思っております。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） この病床7床ですけども、患者が発生したときにそういう間仕切りをした形で対応するのか、それとも、常時7床はこのために取っておくという形の対応しかできないのかということなんです。それで、患者の出方によってフレキシブルに間仕切りができれば一番いいかなと思ったりもするんですけども、そういうことは難しいんでしょうか。この7床は完全にそういう病床として、ずっと確保しておくようなやり方になるのでしょうかということです。

議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

病院事業管理者（田中 耕司君） そうはなりません。インフルエンザ対応もでございますけども、7床を当然のようにあけておくわけにはいかないわけでございまして、インフルがはやって重篤な患者様が出られれば、そのときは使わせていただきますけども、そうでない、感染症室というのはどこの病院でも、大学病院等でもあれでございますけど、そんなにたくさんないわけ

でございます。あけとかなきゃいかん病床でございますして、それをあけとくと病床の稼働率が非常に下がることになって経営に響くので使いますけども、感染症室はどこの病院でもあけてると、だから1室であったり4床ぐらいであったり、非常に少ない数しか感染症病床にはしておりません。ですから、西伯病院の場合も7床あってもやっぱり一般の病床としても通常はやっぱり使わなきゃならんというふうに思っております。

それと、間仕切りでございますけどもこれはきちっと固定したもので、ここの7床だけを隔離してどうこうするということではございません。療養病床との区切りをきちっとつけておきたいということございまして、かぎをかけておるとかそういうことでもございません。以上でございます。

議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第88号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第24号

議長（石上 良夫君） 日程第7、発議案第24号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である青砥日出夫君から提案理由の説明を求めます。

8番、青砥日出夫君。

議員（8番 青砥 日出夫君）

発議案第24号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年11月26日 提出

提出者	南部町議会議員	青 砥	日出夫	
賛成者	同	井 田	章 雄	
		同	杉 谷	早 苗
		同	赤 井	廣 昇

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

読みます。南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。
南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議長（石上 良夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第24号は、原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第9回南部町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成21年第9回南部町議

会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午前 11時45分閉会